

意見表明会等での対象事業者・団体からの主な意見

(1) 新たな基準排出量の設定

- ・新たに基準排出量が設定されることで、既に大幅削減を達成した事業所には追加削減が求められる。一方で、削減してこなかった事業所やリバウンドした事業所の削減レベルが緩くなる。これまで積極的に削減に取り組んだ事業所にとって不公平であり、反対
- ・新たな基準排出量からの削減義務率(第3期平均7%)は、第2期(17%・15%)より義務が緩くなったと経営層やテナント等の関係者の誤解を招き、削減対策を進める上で障害になることも懸念される。
- ・現行の基準排出量からの削減義務率を示された方が分かりやすい。
- ・新たな基準排出量の設定によって、手続等の事業者負担が増える。

(2) バンキングの有効期限について

- ・震災以降の排出量で新たに基準排出量を設定するのであれば、第1、2期の削減努力による超過分は、翌期だけでなく複数期へバンキングできるようにしていただきたい。
- ・バンキングを翌期に限定すると、早期に努力し、翌期の削減義務率以上の削減を達成した事業所ほどバンキングが活用できない。積極的な設備投資の意欲を削ぐ可能性があり、複数期へバンキングできるようにしていただきたい。

(3) 新たな削減義務率の設定

- ・平均以上の削減を達成した事業所にとって、追加で削減できる余地は少ない。震災以降の排出量から7%削減(第3期)は厳しい水準

(4) 低炭素エネルギー(再エネ)の利用拡大について

- ・現行の仕組みでは、省エネに重きが置かれ、再エネ導入に対する評価が低い。再エネ導入へのインセンティブを拡充していただきたい。
- ・今後、削減義務が厳格化された場合、これを達成するために低炭素電力買電の需要が高まることは必至。認定事業者の裾野を拡大し、低廉かつ安定した低炭素電力の選択肢が確保されるよう、図られたい。
- ・再エネ電力の利用を増やしたいという思いは強い。一方、経済性や使用する電力規模等の問題から、現時点では調達できない実態もある。
- ・企業価値向上の観点からも、再エネの利用拡大を前向きに検討していきたい。

(5) その他の意見

- ・制度導入時に都と交わした覚書には「実効性のある制度の構築と適正な運用」とあり、地球温暖化対策を双方協力して推進するという立場
- ・いくつかの業界団体からは、業種の特殊性を踏まえて義務区分を再考していただきたい、第2期と置かれている状況は変わらないため、第3期にも電事法に関連する義務緩和を継続していただきたいとの声
- ・既に大幅削減を達成し、削減余地が極めて少ない事業所は、削減義務の対象外にしていただきたい。
- ・トップレベル事業所は第2期に認定基準が厳格化し、最新の省エネビルでも取得が困難。基準を緩和していただきたい。
- ・トップレベル事業所の認定や、新規参入事業所への排出標準原単位の適用及び削減義務率の段階適用など、有効に機能している仕組みは継続を。
- ・さらなる総量削減を目指す観点から、中小規模事業所を削減義務の対象とすることも必要ではないか。